令和 8 年度本試験を振り返って

貸金業務取扱主任者講座

受講生の皆様、本試験の受験お疲れ様でした。

さて、本年度の本試験を回顧いたしますと、昨年の第 20 回試験に比べかなり簡単になったという印象です。

理由は、第 1 編の問題形式の変化です。例年、15～16 出題されてきた「適切なもの」を選ぶ問題が、13 問に減少しました。さらに、その内訳が、四択問題 3 問、個数問題 3 問、組合せ問題 7 問となり、回答の困難な個数問題が例年より減り、消去法により解きやすい組合せ問題がかなり増加しております。これらの結果、量は少なくても正確な知識を持ち、消去法を正しく使った方が合格されていると考えます。

みなさんの関心の高いであろう合格基準点ですが、33±1 と予想させて頂きます（過去 10 年の最高は、第 12 回の 34 点です。）。

以下、注目点を述べてみます。

1. 第一編について

問題形式の変化は既に述べたとおりです。問題の内容について言えば、勝負の決め手となる問題 1 から同 13 については、例年出題される「みなし利息」が利限法ではなく、出資法で出題されたことを除けば、過去問で繰り返し問われているものです。問題 1、問題 7、問題 8、及び問題 13 は、やや難しかったかもしれません。しかし、これらを全て落としても 9 点は得点できます。

残りの問題 14 から同 27 については、初出の選択肢はほとんどなく、過去問にしっかり取り組んだ方は、ブラックボックスがあっても、消去法を用いて、正答できたものと考えます。それでも問題 22 は少し難しかったかもしれません。

2. 第二編について

民法 13 問、犯罪収益移転防止法 1 問の他、倒産法が 1 問出題されました。

民法については、問題の内容は昨年と大きな変化はなく、比較的取りやすかったと思います。ただ、問題 32 の根保証、事業債務の保証、問題 33 の債権譲渡肢 1、2 など改正部分が本格的に出題され始めた感があり、得点は困難だったかも知れません。

犯罪収益移転法は例年得点が難しく、倒産法は民事再生法が出題され、正解肢が含まれるなど、これらもまた、落としてもやむを得ないかとおもいます。

3. 第三編について

個人情報保護法 3 問、自主規制基本規則 1 問、そして紛争解決等業務に関する規則 1 問

の出題でした。個人情報保護法 3 問は定着した感があります。消費者契約法は細かい問題が多く、得点は困難だったかも知れません。全体で最低 2 点は取れたかと思います。

4. 第四編について

一般原則、損益計算書、貸借対照表、それぞれ 1 問の比較的容易な出題でした。満点が十分可能です。嫌がらずに取り組んだ方は合格されたのではないでしょうか。

以上